

日本大学文理学部教育用コンピュータセンター施設利用基準

平成16年10月21日制定
平成16年 9月30日施行
平成22年 3月18日改定
平成22年 4月 1日施行

(目的)

第1条 この基準は、日本大学文理学部（以下学部という）における学部教育用コンピュータセンターの施設（以下センター施設という）の利用方法について必要な事項を定め、もって学部の教育・研究環境の充実に資することを目的とする。

(センター施設の定義)

第2条 この基準におけるセンター施設とは次のものを指す。

- ① インフォメーション・スクウェア
- ② メディア・コラボレーション・ルーム
- ③ メディア・ラボ
- ④ 3207/08
- ⑤ 3209
- ⑥ その他、文理学部教育用コンピュータセンター関連施設

(資格)

第3条 センター施設を利用できる者は、「文理学部コンピュータセンター利用内規」第5の定める者とする。

(インフォメーション・スクウェアの利用)

第4条 インフォメーション・スクウェアを利用できる者は原則として、第3条に定める利用者のうち、教育用コンピュータシステムアカウントを所持している者とする。

- 2 インフォメーション・スクウェアを利用しようとする者は、事前に利用申込手続きをしなければならない。
- 3 利用繁忙時には、利用を制限することがある。

(メディア・コラボレーション・ルームの利用)

第5条 メディア・コラボレーション・ルームを利用できる者は原則として、第3条に定める利用者のうち、大学院学生と教職員（櫻丘高等学校教職員を含む）とする。

- 2 メディア・コラボレーション・ルームを利用しようとする者は、事前に利用申込手続きをしなければならない。

(第2条第1項 ③, ④, ⑤, ⑥ の利用)

第6条 第2条第1項 ③, ④, ⑤, ⑥ の利用に関しては、他の一般教室に準ずる。

(遵守事項)

第7条 第3条に規定された利用者がセンター施設を利用するにあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① プライバシー及び著作権法等の法令に定める権利の侵害をする行為をしないこと。
- ② 営利を目的とした行為をしないこと。
- ③ 法令もしくは社会慣行に反する行為を行わないこと。
- ④ 他の利用者の迷惑になる行為はしないこと。
- ⑤ センター施設を教育・研究その支援以外の目的に使用しないこと。

- ⑥ 喫煙をしないこと。
- ⑦ 飲食物を持ち込まないこと。
- ⑧ 許可なく、集会、掲示、物品の配布・販売等の行為はしないこと。
- ⑨ その他コンピュータセンター長が禁止する行為を行わないこと。
- ⑩ その他コンピュータセンターの指示に従うこと。

(センター施設からの退出)

第8条 コンピュータセンター長は、前条の各号を守らない者にセンター施設からの退出を命じることができる。

(その他)

第9条 この基準に定められていない事項については、コンピュータセンター長の判断による。

附則

この基準は、平成22年 4月 1日から施行する。